

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	警察組織に関する条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 28 号	法 規 集	第 15 編第 2 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	警察本部警務部警務課		
条 例 の 概 要	警察法第 47 条第 4 項及び第 53 条第 4 項の規定に基づき、警察組織の基本的事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	警察法第 47 条第 4 項及び第 53 条第 4 項の規定に基づき、警察組織の基本的事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	警察本部の内部組織並びに警察署の名称、位置及び管轄区域を定めた条例であり、本条例により、的確に警察行政の運営がなされており、有効に機能している。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	警察本部の内部組織及び各部の所掌事務並びに警察署の名称、位置及び管轄区域を具体的に定めたものであり、本条例により、警察行政の運営が効率的に行われている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	県民の安全を守る警察活動基盤整備の根幹となるものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	警察法第 47 条第 4 項及び第 53 条第 4 項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無